

作業専門官を募集しています



作業専門官とは

○作業専門官とは、全国にある75の刑事施設(刑務所、少年刑務所等)において、被収容者に対する刑務作業や職業訓練の指導をしたり、刑務作業の安全衛生教育や企画等の業務に従事する国家公務員であり、全国で約600人が勤務しています。つまり、刑法に規定されている刑務作業の指導の中心人物が作業専門官であり、やりがいのある仕事です。

応募資格

- ○日本国籍を有していること。
- ○国家公務員法第38条に該当する者ではないこと。
- ○公募職種に関連する職業能力開発促進法に定める技能士又は職業訓練指導員免許若しくはこれと同等以上の資格又は技能を有していると認められる方。ただし、大学工学部等の専門学部又は同法に定める職業能力開発総合大学校長期課程を卒業(卒業見込みを含む。)していない方は、相応の実務等の経験が必要となります。

勤務条件等

- 〇作業専門官には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べ、12%程度給与水 <mark>準の高い公安職奉職給表(一)が適用</mark>されます。この他に、各種手当(扶養手当、期末・勤勉手当、超 過勤務手当等)が支給されます。
- ○宿舎は、勤務庁の近隣に設けられており、公安職俸給表適用職員としての特例により、宿舎費は 原則として無料となります。
- ○休暇制度として、 年次休暇(年間20日間)のほかに病気休暇、 特別休暇(夏季休暇等)及び介護休暇の制度が設けられています。
- ○共済組合の福利厚生制度を利用できます。
- ○人事管理上, 転勤することがあります。
- ○採用後に初等科研修(新採用職員に対する研修)を研修所(約2月半)及び採用庁で行います。
- ○<mark>募集している施設・職種</mark>については、ハローワークや法務省HPの「法務技官(作業専門官)選考採用」(http://www.moj.go.jp/kyousei_kyouse36.html)で御確認いただくか、下記にお問い合わせください。

先輩職員からの一言

私は、もともと安定感のある公務 員に興味がありましたが、大学の先 輩の紹介で、作業専門官という仕事 があることを知り受験しました。

業務の内容は、受持ち受刑者に対する技術的な指導や作業の企画であり、再犯防止が注目される中、彼らに向き合い、刑務作業の指導を通じて、改善更生を働きかけることのできる作業専門官の業務にやりがいを感じています。



作業専門官村 上 明名古屋刑務所作業部門平成21年度採用

お問い合わせ

○名古屋矯正管区職員課 〒461-0011 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎3号館 TEL052-971-6015

